



# 熊本県公報

号外 第17号

平成30年3月30日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (社会教育課) 1
- 熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則…………… (高校教育課) 1
- 熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 3
- 熊本県生涯学習事務所処務規程を廃止する訓令…………… (社会教育課) 3
- 熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 3
- 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 4
- 熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令…………… ( // ) 4
- 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 4
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 26
- 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 27
- 熊本県職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 27
- 熊本県職員の特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 28
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 28
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… ( // ) 28
- 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 29
- 庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (議会事務局総務課) 29

## 登 載 依 頼

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

### 熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(熊本県教育庁の組織及び職員の職の設置に関する規則(昭和36年熊本県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「及び生涯学習事務所」を削り、同条第3項を削る。  
第3条中「並びに」を「及び」に改め、「及び生涯学習事務所」を削る。  
第4条第2項中「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に、「別表第6」を「別表第5」に改める。  
別表第1中「別表第1」を「別表第1(第2条関係)」に改める。  
別表第2中「別表第2」を「別表第2(第2条関係)」に改める。  
別表第3を削る。  
別表第4中「別表第4」を「別表第4(第4条関係)」に改め、同表生涯学習事務所の項を削り、同表を別表第3とする。  
別表第5中「別表第5」を「別表第5(第4条関係)」に改め、同表生涯学習事務所の項を削り、同表を別表第4とする。  
別表第6中「別表第6」を「別表第6(第4条関係)」に改め、同表を別表第5とする。  
附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び重大事態への対処に関する規則（平成25年熊本県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「（以下「校内いじめ対策組織」という。）」を加える。

第2条の見出しを「（校内いじめ対策組織）」に改め、同条各号列記以外の部分中「法第22条の規定に基づき県立学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織（以下単に「組織」という。）」を「校内いじめ対策組織」に改め、「の各号」を削る。

第5条を第12条とする。

第4条の見出しを「（委員長）」に改め、同条第1項中「（教育委員会から派遣された専門家等を含む。以下同じ。）」を削り、「により」の次に「専門家等である委員のうちから」を加え、同条第4項から第8項までを削り、同条を第7条とし、同条の次に次の4条を加える。

（会議）

第8条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、委員長の決するところによる。

4 調査委員会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第9条 調査委員会の庶務は、当該調査委員会を設置する県立学校において行う。

（知事への報告）

第10条 教育委員会は、自ら又は県立学校が行った重大事態の調査の結果について、書面により知事に報告しなければならない。この場合において、自ら重大事態の調査を行った場合にあつては熊本県いじめ防止対策審議会の答申書の写しを、県立学校が調査を行った場合にあつては校長から提出された第6条第3項の報告書の写しを添付しなければならない。

（情報提供）

第11条 県立学校又は教育委員会が法第28条第2項の規定による情報提供を行う場合には、書面により行うものとする。

第3条を次のように改める。

（熊本県いじめ防止対策審議会が調査審議する重大事態）

第3条 熊本県いじめ防止対策審議会条例（平成26年熊本県条例第35号）第2条第3号の教育委員会規則で定める重大事態は、次に掲げる事態とする。

（1）法第28条第1項第1号の規定する重大事態のうち、県立学校に在籍する児童又は生徒（以下この号及び次条第1項第3号において「児童等」という。）の自殺又は自殺未遂により当該児童等の生命に重大な被害が生じた疑いがあると熊本県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの。

（2）その他教育委員会が熊本県いじめ防止対策審議会が調査審議を行うことが必要であると認めるもの。

第3条の次に次の3条を加える。

（重大事態の発生報告）

第4条 県立学校が、法第30条第1項の規定により重大事態が発生した旨の報告をしようとする場合には、当該重大事態が発生した県立学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事項を記載した報告書その他の関係書類を教育委員会に提出しなければならない。

（1）重大事態の発生日時

（2）重大事態の発生場所

（3）重大事態に係る児童等の氏名

（4）重大事態の概要

（5）法第28条第1項の規定による調査（以下「重大事態の調査」という。）の実施主体に係る意見

2 教育委員会は、前項の報告書その他の関係書類の提出を受けた場合には、必要に応じ校長に当該報告書その他の関係書類の内容について確認を行った後、速やかに当該重大事態が発生した旨の報告を知事にしなければならない。この場合において、教育委員会は、当該報告に際し、当該報告書を知事に提出するものとする。

（重大事態の調査の実施主体の決定等）

第5条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告をした場合には、前条第1項の報告書その他の関係書類の内容を踏まえ、速やかに重大事態の調査の実施主体を決定し、これを校長に対し通知するものとする。

2 前項の場合において、県立学校を重大事態の調査の実施主体と決定した場合には、教育委員会は、発生した重大事態の内容に応じ、当該県立学校における重大事態の調査に参加する者が適当と判断する法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識及び経験を有する者（次条及び第7条において「専門家等」という。）を2人以上校長に推薦するものとする。

(学校いじめ調査委員会)

第6条 県立学校において重大事態の調査を行う場合には、当該重大事態の調査を行う組織として、当該県立学校の下に、校内いじめ対策組織を構成する者のうちから校長が指名する者及び校長が自ら参加を依頼し、又は前条第2項の規定により教育委員会が推薦する専門家等から構成される学校いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査委員会の委員の過半数は、専門家等でなければならない。

3 県立学校が調査委員会による重大事態の調査を終了したときは、校長は、その結果について速やかに報告書を作成し、当該報告書を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第4号

本庁各課  
各地方機関

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県教育庁処務規程（昭和36年熊本県教育委員会訓令第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育総務局の部文化課の項中 「 総務・文化係  
文化財調査第一係  
文化財調査第二係 」 を

「 総務班  
文化財活用班  
文化財調査班 」

に改め、同表教育指導局の部特別支援教育課の

項中 「 特別支援教育指導班  
施設整備班 」

「 特別支援教育指導班  
施設整備班  
新校整備班 」

に改める。

別表第4教育総務局の部社会教育課の款第8項教育長専決事項の欄第2号中「指定管理  
者制度」を「指定管理者」に改め、同号を同欄第1号とし、同項課長専決事項の欄第2号  
中「指定管理者制度」を「指定管理者」に改め、同款第9項教育長専決事項の欄第2号を  
同欄第1号とし、同款第10項教育長専決事項の欄に次の1号を加える。

1 くまもと県民交流館の指定管理者に関する重要な事項（生涯学習活動に関する  
業務に係るものに限る。）を決定すること。

別表第4教育総務局の部社会教育課の款第10項課長専決事項の欄第2号中「生涯学習  
事務所事業への情報提供」を「学習の機会の提供」に改め、同号の次に次の5号を加える。

3 指導者の養成及び研修に関すること。

4 市町村等からの学習相談に関すること。

5 調査研究に関すること。

6 くまもと県民交流館の指定管理者に関する事項（生涯学習活動に関する業務に  
係るものに限る。）を決定すること。

7 その他生涯学習の振興に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第5号

本庁各課  
各地方機関

熊本県生涯学習事務所処務規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県生涯学習事務所処務規程を廃止する訓令

熊本県生涯学習事務所処務規程（平成14年熊本県教育委員会訓令第11号）は、廃止  
する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課

各地方機関

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育委員会公印規程（昭和35年熊本県教育委員会訓令第82号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「別表第1」を「別表第1（第2条関係）」に改め、同表中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項から15の項までを1項ずつ繰り上げる。  
別表第2中「別表第2」を「別表第2（第2条関係）」に改め、同表中9を削り、10を9とし、11から15までを1項ずつ繰り上げる。  
別表第3中「別表第3」を「別表第3（第8条関係）」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第7号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2号中「、熊本県生涯学習事務所」を削る。  
第11条第1項中「文書管理システム等（）」の次に「文書管理システム及び」を加え、「含む」を「いう」に改める。  
第54条第5項中「私学文書局長」を「総務私学局長」に改める。  
別表第1の2の表中「熊本県生涯学習推進センター 熊生セ」を削る。  
別表第2中「熊本県教育庁」を「教育政策課」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第8号

本 庁 各 課  
各 地 方 機 関  
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令  
熊本県教育委員会電子署名規程（平成17年熊本県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
本則の表以外の部分中「  
この場合において、次表左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げるものは、同表右欄のよ  
うに読み替えるものとする。」を削り、本則に後段として次のように加える。  
この場合において、次の表の左欄に掲げる熊本県電子署名規程の規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
本則の表中「本庁各課（センター）長」を「本庁各課長（知事公室付にあっては、知事  
公室に置く政策審議監）」に改める。  
附 則  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第4号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第4章 昇給（第19条―第24条の3）」を  
「第4章 昇給（第19条―第24条の3）」に、「第5章」を「第6章」に改める。  
第5章 降号（第24条の4）」



食肉衛生検査所の項中「次長」を「次長 課長」に改める。  
 別表第1の6医療職給料表(3)の表職務の級の欄中「1級」を「2級」に改める。  
 別表第8の2を別表第8の3とし、別表第8の1の次に次の1表を加える。

別表第8の2 降格時号給対応表(第16条の2関係)

(その1) 行政職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17
2	33	18	18	10	10	14	14	18
3	33	19	19	11	11	15	15	19
4	34	20	20	12	12	16	16	20
5	35	21	21	13	13	17	17	21
6	36	22	22	14	14	18	18	22
7	37	23	23	15	15	19	19	23
8	39	24	24	16	16	20	20	24
9	40	25	25	17	17	21	21	25
10	42	26	26	18	18	22	22	26
11	43	27	27	19	19	23	23	27
12	44	28	28	20	20	24	24	28
13	45	29	29	21	21	25	25	33
14	46	30	30	22	22	26	26	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43
16	48	32	32	24	24	28	28	45
17	49	33	33	25	25	29	29	45
18	50	34	34	26	26	30	30	45
19	51	35	35	27	27	31	31	45
20	52	36	36	28	28	32	32	45
21	53	37	37	29	29	34	33	45
22	54	38	38	30	30	36	34	45
23	55	39	39	31	31	38	35	45
24	56	40	40	32	32	40	36	45
25	58	41	41	33	33	42	38	45
26	60	42	42	34	34	44	40	45
27	62	43	43	35	35	46	42	45
28	64	44	44	36	36	48	47	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45
35	78	51	51	43	43	85	61	45
36	80	52	52	44	44	85	61	45
37	82	53	53	45	45	85	61	45
38	84	54	54	46	46	85	61	45
39	86	55	55	47	47	85	61	45
40	88	56	56	48	48	85	61	45
41	90	58	57	49	50	85	61	45
42	92	60	58	50	52	85	61	
43	93	62	59	51	54	85	61	
44	93	64	60	52	56	85	61	

45	93	66	63	53	58	85	61	
46	93	68	66	54	60	85		
47	93	70	69	55	62	85		
48	93	72	72	56	64	85		
49	93	76	75	57	66	85		
50	93	80	78	58	76	85		
51	93	84	81	59	88	85		
52	93	88	84	60	92	85		
53	93	93	88	61	93	85		
54	93	98	92	62	93	85		
55	93	103	97	63	93	85		
56	93	109	102	64	93	85		
57	93	115	107	65	93	85		
58	93	121	112	66	93	85		
59	93	125	113	67	93	85		
60	93	125	113	68	93	85		
61	93	125	113	69	93	85		
62	93	125	113	70	93			
63	93	125	113	71	93			
64	93	125	113	72	93			
65	93	125	113	73	93			
66	93	125	113	74	93			
67	93	125	113	75	93			
68	93	125	113	80	93			
69	93	125	113	85	93			
70	93	125	113	88	93			
71	93	125	113	89	93			
72	93	125	113	90	93			
73	93	125	113	91	93			
74	93	125	113	92	93			
75	93	125	113	93	93			
76	93	125	113	93	93			
77	93	125	113	93	93			
78	93	125	113	93	93			
79	93	125	113	93	93			
80	93	125	113	93	93			
81	93	125	113	93	93			
82	93	125	113	93	93			
83	93	125	113	93	93			
84	93	125	113	93	93			
85	93	125	113	93	93			
86	93	125	113	93				
87	93	125	113	93				
88	93	125	113	93				
89	93	125	113	93				
90	93	125	113	93				
91	93	125	113	93				
92	93	125	113	93				
93	93	125	113	93				
94	93	125						
95	93	125						
96	93	125						
97	93	125						
98	93	125						
99	93	125						

100	93	125						
101	93	125						
102	93	125						
103	93	125						
104	93	125						
105	93	125						
106	93	125						
107	93	125						
108	93	125						
109	93	125						
110	93	125						
111	93	125						
112	93	125						
113	93	125						
114	93							
115	93							
116	93							
117	93							
118	93							
119	93							
120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

(その2) 公安職給料表降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	13	18	26	10	10	14	14
3	10	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34



23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	86	89	97	125	87	93		

78	88	90	98	125	88	93		
79	90	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						

133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

## (その3) 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	70	84	53	73
34	72	88	54	73
35	74	92	55	73

36	76	96	56	73
37	77	99	58	73
38	78	102	60	73
39	79	106	62	73
40	80	110	64	73
41	82	115	67	73
42	84	120	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	98	121	89	73
54	100	121	89	73
55	102	121	89	73
56	104	121	89	73
57	106	121	89	73
58	108	121	89	73
59	110	121	89	73
60	112	121	89	73
61	115	121	89	73
62	118	121	89	73
63	121	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			

91	121		
92	121		
93	121		
94	121		
95	121		
96	121		
97	121		
98	121		
99	121		
100	121		
101	121		
102	121		
103	121		
104	121		
105	121		
106	121		
107	121		
108	121		
109	121		
110	121		
111	121		
112	121		
113	121		
114	121		
115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

(その 4) 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41

18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	51	44	52
29	55	45	53
30	59	46	54
31	63	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	

73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

(その5) 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42

24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	58	49	45	50	50	65
34	60	50	46	52	52	65
35	62	51	47	54	54	65
36	64	52	48	56	56	65
37	65	53	49	57	59	65
38	66	54	50	58	62	65
39	67	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	85	65
45	78	61	57	76	85	65
46	80	62	58	80	85	65
47	82	63	59	84	85	65
48	84	64	60	90	85	65
49	85	65	61	96	85	65
50	85	66	62	102	85	65
51	85	67	63	105	85	65
52	85	68	64	105	85	65
53	85	70	65	105	85	65
54	85	72	66	105	85	
55	85	74	67	105	85	
56	85	76	68	105	85	
57	85	78	69	105	85	
58	85	80	70	105	85	
59	85	82	71	105	85	
60	85	84	72	105	85	
61	85	91	74	105	85	
62	85	98	76	105	85	
63	85	105	78	105	85	
64	85	105	80	105	85	
65	85	105	82	105	85	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		



79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113			
87	85	105	113			
88	85	105	113			
89	85	105	113			
90	85	105	113			
91	85	105	113			
92	85	105	113			
93	85	105	113			
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			
98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

(その6) 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33

14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	32	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72
41	57	65	53	57	78
42	58	66	54	58	84
43	59	67	55	59	90
44	60	68	56	60	93
45	61	69	57	61	93
46	62	70	58	62	93
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	98	93

69	89	93	81	102	93
70	90	94	82	106	
71	91	95	83	110	
72	92	96	84	112	
73	94	97	85	113	
74	96	98	86	113	
75	98	99	87	113	
76	100	100	88	113	
77	102	101	89	113	
78	104	102	90	113	
79	106	103	91	113	
80	108	104	92	113	
81	112	107	93	113	
82	116	110	94	113	
83	120	113	95	113	
84	124	116	96	113	
85	127	120	98	113	
86	130	124	100	113	
87	133	128	102	113	
88	136	132	104	113	
89	140	135	105	113	
90	144	140	106	113	
91	148	145	107	113	
92	152	150	110	113	
93	156	153	113	113	
94	160	153	116		
95	164	153	119		
96	168	153	122		
97	169	153	125		
98	169	153	125		
99	169	153	125		
100	169	153	125		
101	169	153	125		
102	169	153	125		
103	169	153	125		
104	169	153	125		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			

124	169	153		
125	169	153		
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			

(その7) 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2級 (3級から)	3 級
1	21	25 (53)	41
2	22	26 (54)	42
3	23	27 (55)	43
4	24	28 (56)	44
5	25	29 (57)	45
6	26	30 (58)	46
7	27	31 (59)	47
8	28	32 (60)	48
9	29	33 (61)	49
10	30	34 (62)	50
11	31	35 (63)	51
12	32	36 (64)	52
13	33	37 (65)	53
14	34	38 (66)	54
15	35	39 (67)	55
16	36	40 (68)	56
17	37	41 (69)	57
18	38	42 (70)	58

19	39	43 (71)	59
20	40	44 (72)	60
21	41	45 (73)	61
22	42	46 (74)	62
23	43	47 (75)	63
24	44	48 (76)	64
25	45	49 (77)	66
26	46	50 (78)	68
27	47	51 (79)	70
28	48	52 (80)	72
29	50	53 (81)	74
30	52	54 (82)	76
31	54	55 (83)	77
32	56	56 (84)	77
33	58	57 (85)	77
34	60	58 (86)	77
35	62	59 (87)	77
36	64	60 (88)	77
37	66	61 (89)	77
38	68	62 (90)	
39	70	63 (91)	
40	72	64 (92)	
41	73	65 (93)	
42	74	66 (94)	
43	75	67 (95)	
44	76	68 (96)	
45	78	69 (97)	
46	80	70 (98)	
47	82	71 (99)	
48	84	72 (100)	
49	86	73 (102)	
50	88	74 (104)	
51	90	75 (106)	
52	92	76 (108)	
53	94	77 (110)	
54	96	78 (112)	
55	98	79 (114)	
56	100	80 (116)	
57	103	81 (120)	
58	106	82 (124)	
59	109	83 (130)	
60	112	84 (145)	
61	118	85 (145)	
62	124	86 (145)	
63	130	87 (145)	
64	136	88 (145)	
65	141	89 (145)	
66	146	90 (145)	
67	151	91 (145)	
68	153	92 (145)	
69	153	93 (145)	
70	153	94 (145)	
71	153	95 (145)	
72	153	96 (145)	
73	153	97 (145)	

74	153	98 (145)	
75	153	99 (145)	
76	153	100 (145)	
77	153	101 (145)	
78	153	102	
79	153	103	
80	153	104	
81	153	106	
82	153	108	
83	153	110	
84	153	112	
85	153	114	
86	153	116	
87	153	118	
88	153	120	
89	153	125	
90	153	130	
91	153	135	
92	153	140	
93	153	142	
94	153	144	
95	153	145	
96	153	145	
97	153	145	
98	153	145	
99	153	145	
100	153	145	
101	153	145	
102	153	145	
103	153	145	
104	153	145	
105	153	145	
106	153	145	
107	153	145	
108	153	145	
109	153	145	
110	153	145	
111	153	145	
112	153	145	
113	153	145	
114	153	145	
115	153	145	
116	153	145	
117	153	145	
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		

129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

## 備考

2級（3級から）欄の（ ）は、3級から2級へ降格する場合に適用し、3級から特2級へ降格の場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日（以下「降格日」という。）において3級から2級へ降格したものとして、第16条の2の規定を適用し、当該降格日に当該降格後の2級から特2級へ昇格をしたものとして、第15条の規定を適用した場合に得られる号給とする。ただし、3級からの降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときには、3級から特2級への降格がなかったものとして第16条の2の規定を適用する。

## （その8）教育職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に 受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級（3 級から）	3 級
1	9	37 (49)	57
2	10	38 (50)	58
3	10	39 (51)	59
4	11	40 (52)	60
5	12	41 (53)	61
6	13	42 (54)	62
7	14	43 (55)	63
8	15	44 (56)	64
9	16	45 (57)	65
10	17	46 (58)	66
11	18	47 (59)	67
12	19	48 (60)	68
13	20	49 (61)	69
14	21	50 (62)	70
15	23	51 (63)	71
16	24	52 (64)	72
17	25	53 (65)	73
18	26	54 (66)	74
19	27	55 (67)	75
20	28	56 (68)	80
21	29	57 (69)	85
22	30	58 (70)	90

23	31	59 (71)	93
24	32	60 (72)	93
25	33	61 (73)	93
26	34	62 (74)	93
27	35	63 (75)	93
28	36	64 (76)	93
29	37	65 (77)	93
30	38	66 (78)	93
31	39	67 (79)	93
32	40	68 (80)	93
33	41	69 (81)	93
34	42	70 (82)	93
35	43	71 (83)	93
36	44	72 (84)	93
37	45	73 (85)	93
38	46	74 (86)	
39	47	75 (87)	
40	48	76 (88)	
41	50	77 (89)	
42	52	78 (90)	
43	54	79 (91)	
44	56	80 (92)	
45	58	81 (93)	
46	60	82 (94)	
47	62	83 (95)	
48	64	84 (96)	
49	66	85 (97)	
50	68	86 (98)	
51	70	87 (99)	
52	72	88 (100)	
53	74	89 (101)	
54	76	90 (102)	
55	78	91 (103)	
56	80	92 (104)	
57	81	93 (105)	
58	82	94 (106)	
59	83	95 (107)	
60	84	96 (108)	
61	87	97 (110)	
62	90	98 (112)	
63	93	99 (114)	
64	96	100 (116)	
65	103	101 (117)	
66	110	102 (118)	
67	117	103 (119)	
68	124	104 (120)	
69	125	105 (122)	
70	125	106 (124)	
71	125	107 (126)	
72	125	108 (128)	
73	125	109 (131)	
74	125	110 (134)	
75	125	111 (140)	
76	125	112 (157)	
77	125	114 (157)	



78	125	116 (157)	
79	125	118 (157)	
80	125	120 (157)	
81	125	121 (157)	
82	125	122 (157)	
83	125	123 (157)	
84	125	124 (157)	
85	125	125 (157)	
86	125	126 (157)	
87	125	127 (157)	
88	125	128 (157)	
89	125	130 (157)	
90	125	134 (157)	
91	125	138 (157)	
92	125	142 (157)	
93	125	146 (157)	
94	125	150	
95	125	153	
96	125	156	
97	125	157	
98	125	157	
99	125	157	
100	125	157	
101	125	157	
102	125	157	
103	125	157	
104	125	157	
105	125	157	
106	125	157	
107	125	157	
108	125	157	
109	125	157	
110	125	157	
111	125	157	
112	125	157	
113	125	157	
114	125	157	
115	125	157	
116	125	157	
117	125	157	
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		

133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

備考

2級（3級から）欄の（ ）は、3級から2級へ降格する場合に適用し、3級から特2級へ降格の場合の対応号給は、3級から特2級へ降格する日（以下「降格日」という。）において3級から2級へ降格したものとして、第16条の2の規定を適用し、当該降格日に当該降格後の2級から特2級へ昇格をしたものとして、第15条の規定を適用した場合に得られる号給とする。ただし、3級からの降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときには、3級から特2級への降格がなかったものとして第16条の2の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第5号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手に適用する。」を「、次の各号に掲げる職員に適用する。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 県立中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校に兼ねて勤務することを命ぜられた者

第7条第1項中「教育職給料表（3）は、」の次に「市町村立の」を加える。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第8号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年熊本県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第4条第2項から第4項まで及び」を「第4条第2項及び第3項並びに」に改める。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第6項とする。

附則第8項中「第4条第2項から第4項まで及び」を「第4条第2項及び第3項並びに」に改め、同項を附則第7項とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第9号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表本庁の表知事部局の項中「課長 センター長」を「課長」に改める。

別表出先機関の表くまもと県民交流館の項及び生涯学習推進センターの項を削り、同表家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

大切畑ダム復興事務所	所長
------------	----

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第10号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の部市長部局の項中「所長」を「診療所長」に改め、同表宇城市の部市長部局の項を次のように改める。

市長部局	本庁（会計課を含む。）	部長 総合政策監 会計管理者 総括 審議員 部次長 課長 所長 政策審 議員 職員係長 行政経営係長 支所長 課長 政策審議員 所長 院長 副院長 部長 事務長 看護師長
	支所 出張所 市民病院	

別表市町村の表宇城市の部教育員会の項中「次長」を「部次長」に改め、同表南阿蘇村の部村長部局の項中「審議員」を「審議員 室長」に改め、同表山都町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 審議員 支所長 審議員 病院長 副病院長 医務局長 診療所 長 事務長 総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長
	支所 病院	

別表市町村の表芦北町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計室を含む。）	会計管理者 政策審議員 課長 審議 員 総務課長 補佐 企画財政課長 補佐 総務係長 文書法規係長 財政係長 秘書広報係長

別表市町村の表相良村の部村長部局（会計室を含む。）の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同部教育委員会の項中「局長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県病院局管理規程第2号

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県病院事業管理者 永井正幸

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する規程

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務事務局総務事務センター（以下「総務事務センター」という。）」を「総務私学局総務厚生課（以下「総務厚生課」という。）」に改める。

第2条中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第3条中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同条第1号中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2号中「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に改め、同条第3号中「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に改め、同条第4号中「センター担当員」を「総務厚生課担当員」に改める。

第5条第1項中「センター長は総務事務局センター長」を「総務厚生課長は総務厚生課長」に、「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に、「総務事務センター」を「総務厚生課」に、「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に改め、同条第2項中「センター担当員」を「総務厚生課担当員」に、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第6条第1項中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2項中「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に、「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第3項中「センター主幹」を「総務厚生課主幹」に、「センター担当員」を「総務厚生課担当員」に改める。

第7条の見出し中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第1項中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条第2項中「センター長」を「総務厚生課長」に、「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に改める。

第8条の見出し中「センター長」を「総務厚生課長」に改め、同条中「センター長」を「総務厚生課長」に、「センター課長補佐」を「総務厚生課課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県議会訓令第1号

議会事務局

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

熊本県議会議長 坂田 孝志

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程の一部を改正する訓令

庶務事務を集中処理するための職の設置及び専決事項の特例等に関する規程（平成20年熊本県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同条第2項中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、同項第1号中「センター長」を「課長」に改め、同項第2号中「センター」を削り、同項第3号中「センター」を削り、同項第4号中「センター」を削り、同条第2項中「センター長」を「課長」に、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改め、「センター」を削り、同条第3項中「センター」を削り、「総務事務センター」を「総務厚生課」に改める。

第3条第2項中「センター」を削り、「センター長」を「課長」に改め、同条第3項中「センター」を削る。

第4条の見出し中「センター長」を「課長」に改め、同条第1項中「センター長」を「課長」に改め、同条第2項中「センター長」を「課長」に改め、「センター」を削る。

第5条の見出し中「センター長」を「課長」に改め、同条中「センター長」を「課長」に改め、「センター」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。